

兒童憲章とその精神

中央兒童福祉審議會委員
東京双葉園長

高島嚴

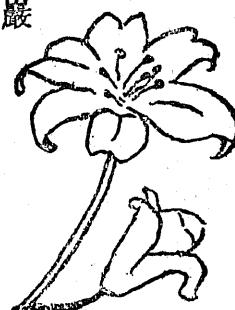
まえがき

兒童憲章が、内閣総理大臣によつて招集されました。兒童憲章制定会議によつて、去る昭和二十六年五月五日、こどもの日を期して盛大に発表宣言せられたことは、われわれこどもの仕事にたゞさるものとしてまことによろこばしく御同慶にたえないところである。

ところで、一体、兒童憲章とは何か。この問題の発端から、多少關係をもつた私から、これの制定されるにいたつた経過、内容などについて、自分なりの考え方をはじめながら、申しのべて見たいと思ふ。

なんのしあわせをねがう氣持は、人類を通じてかわりがないのであるが、これを兒童憲章の形にまとめて表現された最初のものは、一九二四年、国際連盟でとりきめられた『兒童の権利憲章』である。これは、普通に『ヤネベ宣言』といわれてゐるが、この『兒童の権利憲章』が、最初に実を結んだのは、アメリカにあつてである。一九三〇年第三回目のwhite house conference(全米兒童問題会議)は、十九ヶ条からなるアメリカ兒童憲章を制定宣言した。

日本でも、数年前から、心ある人々のあいだで、この問題



が考えられていたが、正式にとりあげられたのは、児童福祉法の規定によつて設けられている中央児童福祉審議会においてである。

今から丁度二年前、昭和二十四年六月二十八日、第十回中央児童福祉審議会は、いろいろと相談の上、児童憲章についての試案をつくることと、その制定について研究することを決議した。

そして、前後十数回にも及ぶ会合を経て、昭和二十五年三月、一応の案として、十五ヶ条の児童憲章試案を決定したのである。

昭和二十五年五月十七、八、九の三日間、神戸で、第四回目の全国児童福祉大会が開かれた。中央児童福祉審議会は、この大会に、正式議題として、前記試案を添えて、児童憲章問題を提案したのである。

大会は、児童憲章特別部会を設けた。私が議長をつとめた。大会は、この部会の討議をうけて、左のような意味の決議をした。

(1) 児童憲章は、国民の総意によつてつくられるものであること。

(1) 右のため、当局は、必要な措置を講じなければならぬこと。

(III) 児童憲章の制定は、児童憲章制定特別会議において

おこなわれ、その時期は、おおむね昭和二十六年五月のこと。

そこで、中央児童福祉審議会は、約一ヶ月、あらゆる方法で、各方面の意見を求めて、その都度試案を修正し、ついに、昭和二十六年三月十九日、児童憲章に関する中央児童福祉審議会としての最終試案を決定した。

これよりさき、昭和二十五年十一月八、九、十の三日間、東京で、全国社会事業大会が開かれた。このときも、大会は児童憲章特別部会を設けて、この問題を協議した。このときの決議として、児童憲章制定会議は、内閣総理大臣によつて招集された旨を希望した。この決議にもとづいて、中央児童福祉審議会は、児童憲章草案の作成と制定についての一切の事務を、総理府にうつすことにした。このことには、ひろく関係諸方面の参画を求める意味もあつたのである。

総理府は、総理大臣官房審議室内に、児童憲章制定会議事務局が設けられ、そして、昭和二十六年四月十一日、関係各府省庁からの推薦による学識経験者五十五名をもつて、児童憲章草案準備会を設け、草案の作成に着手いたした。準備会は、会合をひらくこと、総会、小委員会をあわせて六回、昭和二十六年四月二十五日、成案を得て、児童憲章制定会議への提出にそなえた。

児童憲章制定会議は、昭和二十六年五月四日、五日の二日

間、総理大臣官邸大広間でひらかれた。議長に金森徳次郎氏を推し、準備会草案の説明には、私があつた。出席者は、中央推薦の学識経験者、衆参両議員、都道府県代表等三〇〇名（うち正式協議員二三三名）協議は非常な熱意をもつて終始し、別記の通り、わが国児童憲章が決定したのである。

児童憲章宣言式は、昭和二十六年五月五日午後二時半から、同じく総理大臣官邸大広間で開かれた。金森徳次郎議長の挨拶につづいて、中川望中央児童福祉審議会委員長が、児童憲章を朗読、NHKは、これを中継放送したのである。児童憲章の朗読後、総理大臣、GHQ代表者、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官などから祝辞が述べられた。

以下は、児童憲章と、その説明である。

内 容

児童憲章は、前文と、総則と、本文からなりたつてゐる。最初に、前文からお話しする。

前 文

われらは、日本國憲法の精神にしたがい、児童に對する正しい觀念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

これは、児童憲章の性格と目的を書いたものである、児童

觀を確立することと、もう一つ、こどものしあわせを促進しようとする国民の意志を示したものである。

冒頭にでいる『われらは』といふ言葉は、児童憲章は、政府や、ある特定の人々が、とりきめて、世間の人々に、これをおしつける、というようなものでなく、どうしたら、子どもたちを、健康に、しあわせにできるか、ということについて、国民全体が相談しあつてつくりたものである、という感じをだすために、特につかつた言葉である。

『すべての児童』といふのは、英語で *every child* の氣持であつて、これまで、わが国では、とかく、自分のことともえし乍わせであれば、他人のことはどうでもよろしく（といひきつてしまふのは、どうかとは思うが）そうしたまちがつた考え方をもつ人が多かつたので、これを改めて、どのこどもも、どのこどもも、みんなを、みんなで、しあわせにしてゆかなければならぬ、といふ氣持を、あらわしたものである。

この言葉は、本文では、どの条文にも、かならずそのあたりにつかつてある。児童憲章制定会議の小委員会では、少しうるさすぎるし、また、おなじ言葉が度々でてくるために、力がよわまりはしないか、という意見も出たが、前に申したような意味あいから、大多数の意見で、そのまま、のこしておくことにきめられた。

ところで、児童憲章は、国民全体が相談しあつてつくるものだと申しだが、國民のなかにはこどもはいつているので、正確にいえば國民全体とはいえないし、また、こどもを三千万と見て、のこりの五千万を國民として、それが全部で相談しあうなどとすることは、實際問題としてできないので、便宜上、児童憲章制定会議の出席者がきめたものを、一般に相談することで、これを、國民の意志にまで、発展させてまいりたいのである。

次に、総則でありますか、これも、簡単で、三つの文章からできております。

總則

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社會の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

これは児童憲章全体に通じて流れている精神をまとめて、いわば、三本の柱として書いたものである。児童といふものに対しても、われわれは、一体、どのような考え方をもたなければならぬか、ということと、その考え方の上にたつたわれわれとして、そのこどもに對して、何をしなければならないかについて、三つの角度から書きあらわしたものである。

第一に、児童は、本来、人としての権利、つまり、基本的人権をもつてゐる。これを、おろそかにしてはならない、と

いうこと、第一に、その児童は、個人として尊ばれるばかりではなく、社會の一員として重んぜられなければならない、ということ（この氣持のなかには、もちろん、文化の繼承者として重んぜられなければならない、という氣持もはいつてゐる）。第三に、そのように尊ばれ、重んぜられなければならないこどものあるから、これを正しく育成することは、われわれの責任であり、そのためには、こどもの環境について、つねに心をくばり、家庭についても、學校についても、社會についても、最善の注意をしなければならない。ということ、三點である。

次に本文であるが、本文は、左の十二条からなりたつている。

一、すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に憲まれない児童には、これにかわる環境が與えられる。

三、すべての児童は、適當な栄養と住居と衣服が與えられ、また、疾病と災害からもまられない。

四、すべての児童は、個性と能効に應じて教育され、社會

の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科學と藝術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がかつちかわれる。

六、すべての児童は、就學のみちを確保され、また、十分に整つた教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機會が與えられる。

八、すべての児童は、その勞働において、心身の發育が阻害されず、教育を受ける機會が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護され

る。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不當な取扱からまもられる。

あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身體が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が與えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい國民として、人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童憲章草案準備会では、児童憲章制定会議の席上で、右について、その構成を、左の通りに報告した。

(一) 発 端…………… 第一

(1) 家庭環境…………… 第一一第三

(三) 教育環境…………… 第四一第八

(四) 社会環境…………… 第九

(五) 人権侵害からの保護…………… 第十一一第十二

(六) めくくくり…………… 第十二

条文の全部について説明をする紙数がないので第一・第二

第五・第八・第九・第十二のみについて、簡単に説明します。

第一

これは発端であつて、第二以下にでてくるところのいろいろの問題の根元ともいわれるべき条文である。

『心身ともに健やかにうまれ』といふ、いわらわし方のなかには、結婚の問題・産前・分娩・産後における母体への心くばりから、新生児に対する、いろいろの注意まで、全部をくるめてあるので、ひろくいえば、結婚のあり方から、家庭關係全体を意味しているのである。

『育てられ』以下は、その後のことであつて、衣食住のことはもちろん、教育のあり方・学校のあり方・社会環境・さ

らに、児童生活のよろこび、など、一切が含まれてゐるのである。

第二

これは、家庭環境のあり方をいつたものであつて、こどもは、正しく愛情と、知識と、技術をもつた家庭で育てられるのが原則で、もし、そのような家庭に恵まれないこどもがあつた場合は、その家庭に最も近い環境をもつた施設が、用意されなければならないことを、いいあらわしたものである。

『技術』という言葉は、多少かたい感じであるが、これは、ひらくいつて、育て方のことであつて、たとえば、ほめ方、叱り方、乳ののませ方（これは母乳、牛乳、人工乳も含んであります）勉強のさせ方、家事のてつだわせ方、など、一連のことがらである。

『これにかわる環境』といふ言葉のなかには、児童福祉法でいう乳児院、養護施設などをはじめ、里親家庭の問題なども含まれてゐる。

第五

『自然を愛し』とあるのは、自然にしたしむ心をやしない、動植物を愛護するように教え、ひいては、愛他的、協同的精神性をみちびきだすことである。

『科学を尊ぶ』ことは、消極的には、迷信にまよわされたりする危険からこどもをまもり、積極的には、ものごとに対して、正しくこれを判断する力をやしない、合理的生活、さらには、高度の生活文化をたのしむことのたすけとなるのである。

『芸術を尊ぶ』ことは、美に対する鑑賞力をやしない、創造力をのばし、また、その生活にうるおいを与える、こどもの心をゆたかにする。

『道徳的心情』云々のところについては、要するに、こどもには、本来、悪をにくみ、善につこうとする心の芽生えがある、これにつかづて、善惡に対する正しく判断力をやさない、道徳的行動をしつけることを意味しているのである。道徳的心情とは別に、宗教的情操の素地という文字をいれるべきではないか、という意見が強かつたのですが、これには反対意見もあつたので、そのことの重要性は認められるけれども、国民全体の申合せとしてつくられる児童憲章としては、たとえ少數でも反対意見があつては困るし、また、これは、人類はじまつて以来の未解決の問題なので、一応見送つた方がよろしい、という結論に達した。

第八
この条文で『児童の生活がさまたげられないよう』といふ

う言葉がつかわれていますが、これは、こどものには、こども特有の生活がある、その生活を生活することが、こどものよろこびなので、労働の場合といえども、これをまもつてやらなければならない、という意味をもつたものである。

また、この条項のなかには、すでに、職業についていることのためには、よい労働条件を確保してやらなければならぬ、という意味も含まれつているのである。

第九

こどもたちが、健康に、心美しく、しあわせにすくすくと育つてゆくためには、この、よい遊び場と、よい文化財が、ぜひとも必要である。

『遊び場』といつても、このなかには、公園であるとか、運動場であるとか、児童遊園地であるとか、公会堂とか、児童会館とか、をはじめ、町の遊園地など、一切が含まれているのであつて、大変多義である。

『よい』という言葉は、設備だけではなく、適切な指導者を伴つた、という意味も含めていつたものである。

『文化財』といふ言葉は、いろいろに解釈されますが、ここでは、さしあたり、児童文化財のことである。映画・紙芝居・童話・童謡・レコード・児童読物・絵本・玩具などであつて、これらは、こどもたちが、直接にふれたり、つかつた

りするものであるから、その選び方や、与え方については、じゅうぶんに注意しなければならない。
『わるい環境』という言葉のなかには、危険な場所、衛生上または風紀上適当でない環境が考えられる。

第十一

これは、これまで、日本人は、自分のこと、または、自分の国のことばかりにとらわれて、ひらく世界に目をくばることが少なかつた、これからのこととは、国民としての自覚をもつとともに、世界人としての奉仕の精神をもつように育成されなければならない、また、正しい文化の継承者として育てられなければならないことをいつたもので、児童憲章のしめくくりである。

あとがき

以上で、児童憲章制定の経過と制定事情と、憲章そのものの精神について、その大要を述べおわつたのであるが、最初の方で、私は、児童憲章は法律ではない、と申した。

事実、児童憲章は、法律ではない。けれども、考え方によつては、児童憲章は、法律以前のものともいえるのであって、すでにできている教育基本法も、学校教育法も、児童福

社法も、少年法も、労働基準法の一部も、これら一連の児童に關係のある法律は、みな、この児童憲章の精神のなかから出發し、發展したものとも、考えられるのである。

児童憲章は前述したように、発端としては、ことわざの誕生から、内容としましては、家庭環境・教育環境・社会環境と、子どもが美しく成長してゆくために、ぜひとも考慮

されなければならぬことからか含まれているのである。従つて、これが、じゆうぶんに普及され、理解され、また、実行されてまいりましたら、その効果は、大いに期待されてよろしいのである。

事実、昭和二十六年四月二十三日朝日新聞の社説は、母子心中と親の愛情、ということで、児童憲章草案の条文をひきあいに論説している。

論点は一二に分れているが、その第一は、児童憲章でいう正しい愛情のあり方と、その第二は、人権尊重と、子供は親の私有物ではない、社会の一員として取扱われなければならぬ、という点である。

児童憲章第二条は、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ」と規定している。子供を愛するあまり、死の道連れにするなどということは、同情はできるが、結局、本能的なまちがつた愛情で、もし、この親に、子供を親の私有物として見るのでなく、人として尊

び、また、社会の一員として、これを重んずる、という、はつきりした認識があつたら、もう少し別な解決がある筈だ、児童憲章を空文におわらせたくない、というのである。
以上はほんの一例であるが、児童憲章制定の意義は大きいので、あらゆる場合、児童に対するわれわれの思想や行動に規範を与えてゆくものである。

『児童憲章は、宇宙の法則の宣言でありまして、人類のもつべき当然の悲願をのべたものであります。児童憲章は人類発展の一段階となるだらう。これによつて、親も、学校も、社会も、一つの方針を与えられたわけであります』と本憲章の精神の普及徹底について、読者諸氏の御協力をお願ひして、この小稿を結びます。

48	リ リ リ P	4744	リ P P	4338 筆のわび書
	下上 下	ノ ノ ノ	下上 下	あび書
	段	ノ ノ ノ	段	あび書
7	7 5 1622	リ リ リ	2 3 12	前号
	行	リ リ リ	行	と書
				「アーメン」で筆者並びに読者各位におわびいたします
				水野浩志
				水野浩志
				busy → busy work
				我が幼稚園 → 我が國幼稚園
				Kibarach → Kilpatrick
				並びに批判的に批判的に
				よりが価値があつた → より価値があつた
				したのみであつたのである
				洞察まであつた → 洞察があつた
				當時における → 対時ににおける
				法する → 違法する